

2021 年 10 月 1 日

日医標準レセプトソフトご利用医療機関 各位

(株)エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当

TEL：0120-957-706

【続報】「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 6 3）」の

マスタ提供について

1. マスタ提供

2021 年 9 月 28 日付で厚生労働省より通達された「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 6 3）」より、臨時的な診療報酬の取扱いに関するマスタの公表を 9 月 30 日に行うこと案内されました。

これにより、ORCA の開発元である日本医師会 ORCA 管理機構より、9 月 30 日にマスタ提供が行われました。

2. 感染症対策実施加算に対する 10 月以降の算定

- (1) 医科外来等感染症対策実施加算は、10 月以降は算定不可となります。
- (2) 乳幼児感染予防策加算は、10 月以降は「100 点」から「50 点」へ変更となります。
- (3) 入院感染症対策実施加算は、10 月以降は算定不可となります。

< 注意事項 >

10 月 1 日以降で「医科外来等感染症対策実施加算」「入院感染症対策実施加算」が算定される、「乳幼児感染予防策加算」が「100 点」のまま算定される等の医療機関様は、マスタ更新が行われていない可能性が御座いますので、弊社までご連絡ください。

以上

※本資料は弊社ホームページ (<https://eorca.sakura.ne.jp/>) にも掲載しております。